都市景観形成基準適合確認書

（クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域

／八幡通り周辺地区）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市景観形成基準 | | | | チェック  欄 |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 形態  ・  意匠 | | ○　店舗においては、道路に面する外観や外構のしつらえを町並みの魅力向上に寄与するデザインとするように努める。 | □ |
| ○　店舗の開口部は、閉店後も店舗の個性づくりや町並みの魅力向上に寄与するデザインとするように努める。 | □ |
| ○　公共空間（道路や公園等）への正面性に配慮しつつ、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、壁面の後退や分節化などにより、圧迫感を与えないように配慮する。 | □ |
| ○　道路に面した車両の出入口は、必要以上に大きくならないようにし、町並みの連続性に配慮する。 | □ |
| ○　共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。 | □ |
| ○　屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。 | □ |
| ○　屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。 | □ |
| ○　自然素材の使用に努める。 | □ |
|  | 色彩の基準 | ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、表1のとおりとする。 | □ |
| ○　各立面につき、当該面積の10分の１以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、表1は適用しない。 | □ |
| ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、原色に近い色彩はできるだけ避けるものとする。 | □ |
| 〇　多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。 | □ |
| ○　着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、表1は適用しない。 | □ |
| ○　他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。 | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 形態・意匠への配慮・工夫事項の説明 |  | |
| 仮設物 | 〇　仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。 | □ |
| その他の基準 | 夜間  景観 | ○　良質な夜間景観を演出するように努める。 | □ |
| ○　屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 | □ |
| ○　屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。 | □ |
| 屋外  広告物 | ○　屋外広告物の設置にあたっては、関係法令を遵守し、町並みの魅力向上に寄与するデザインとする。 | □ |
| 緑化等 | ○　既存樹木については、できる限り保存し活かす。 | □ |
| ○　公共空間（道路や公園等）に接する部分については緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。 | □ |
| ○　戸建て住宅以外で、道路から3ｍ以上、壁面を後退させた場合は、植栽、照明等の設置に努める。 | □ |
| ○　空き地及び工事中の敷地、屋外駐車場、駐輪場の道路に面した境界は緑化などの修景に努める。 | □ |
| 〇　道路に面する側は、生け垣などによる緑化に努める。 | □ |
| ○　大樹や古木の保全に努める。 | □ |
| ワゴン | ○　物販を目的としたワゴン等の設置に際しては、道路法を遵守し、町並みの魅力向上に努めるようにする。 | □ |
| その他の基準への配慮・工夫事項の説明 |  | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域が定めた自主的な規定です。景観法等に基づくものではありません。 | | | |
| 自主規定 | 管理 | ○　空き地及び工事中の敷地、屋外駐車場、駐輪場においては管理を徹底する。 | □ |
| 用途 | ○　建築物の用途は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第6項店舗型性風俗特殊営業と第2条第7項無店舗型性風俗特殊営業を禁止する。 | □ |
| 事前　協議 | 〇　高さが15ｍを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物を建築しようとする場合には、行為の届出の前に地区の自治会及び商店街と都市景観形成基準に関して協議することとする。 | □ |

＜表1　クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区の色彩の範囲＞

（数値はマンセル表色法によるマンセル値）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 7.5R〜7.5Y（7.5Yは含まない） | 2以上9以下 | 6以下 |
| 7.5Y〜7.5GY(7.5GYは含まない) | 2以上9以下 | 4以下 |
| 7.5GY〜7.5RP(7.5RPは含まない) | 2以上9以下 | 2以下 |
| 7.5RP〜7.5R(7.5Rは含まない) | 2以上9以下 | 4以下 |

備考　チェック欄については、該当する□にレ点を記入してください。